

臨時号
令和8年 2月
2026年 2月



広報やわた

第51回衆議院議員
総選挙特集

ホームページ
<https://www.city.yawata.kyoto.jp/>

発行・八幡市役所 編集・政策企画部市長公室秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と
環境にやさしい植物インクを使っています

2月8日(日)は衆議院議員総選挙

投票 午前7時～午後8時 開票 午後9時～ 文化センター1階
大ホール

みんなそろって投票しましょう

衆議院解散に伴い、「第51回衆議院議員総選挙」が1月27日(火)に公示され、2月8日(日)に投票が行われます。

また、今回の選挙は小選挙区選挙、比例代表選挙と併せて最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査も同時に行われます。

当日は、午前7時～午後8時に市内24カ所に投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。



八幡市で投票ができる人

衆議院議員総選挙に本市で投票できる人は、次の①～③すべてに当てはまる人です。

①日本国民

②令和7年10月26日以前に八幡市に住民登録を行い、投票時に引き続き住民登録のある人

※現在は住民でなくとも、住民登録期間が3カ月以上であれば投票できる場合があります。

③平成20年2月9日以前に生まれた人

最近引っ越しをされた人の投票について

最近、住所を異動された人の投票は、表の内容をご確認ください。

八幡市内で 転居をした人	① 令和8年1月19日までに 転居の届出をした場合	新しい住所地の 投票所で投票	
	② 令和8年1月20日以降に 転居の届出をした場合	転居前の住所地の 投票所で投票	投票所入場券が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。
八幡市に 転入をした人	③ 令和7年10月26日までに 転入の届出をした場合	新しい住所地の 投票所で投票	
	④ 令和7年10月27日以降に 転入の届出をした場合	転入前の住所地の 投票所で投票	前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登載されている必要があるため、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※上記以外に、短期間(約半年)に2回以上、住所変更(市内転居除く)をしていると今回の選挙に投票できない場合があります。該当される人は、早急に前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※転出された人でも転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、八幡市の選挙人名簿に登載されており、八幡市で投票することができる可能性があります。この場合「投票所入場券」に代え「お知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに、投票方法が記載されています。

今回の選挙の注意点について

投票所入場券は
2月2日(月)から
順次発送します

急な選挙日程のため、投票所入場券の発送が2月2日(月)以降になる予定です。
ただし、選挙人名簿に登録されれば、入場券がなくても投票できますので、直接投票所へお越しいただき、受付で係員にお申し出ください。
※期日前投票所の場所はC面、選挙当日の投票所はD面をご覧ください。

1月28日(水)～31日(土)の
期日前投票で
国民審査の投票はできません

衆議院の解散から選挙の公示日までが4日以内の場合、法令により、国民審査の期日前投票は投票日の7日前から行うと規定されています。
今回はこれに該当するため、国民審査の期日前投票期間は2月1日(日)～7日(土)となります。
そのため1月28日(水)～31日(土)の期日前投票所でできる投票は、小選挙区と比例代表のみとなり、国民審査の投票は改めて2月1日(日)～8日(日)にお願いすることになります。

選挙公報を
配布します

選挙公報は、選挙で候補者を選ぶときの大重要な資料となるものです。

この選挙公報は投票日の2日前(2月6日(金))までに各家庭にお届けします。届かない場合や、施設等において必要部数の配布を希望される場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所5階) ☎983-5635